

### 議事日程第3号

令和5年6月9日（金曜日） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第46号 工事請負契約の締結について

日程第3 議案の審議及び採決 5件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第10号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第44号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第45号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 工事請負契約の締結について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

---

### 出席議員（10名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	3番 奥村 悟
5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸	7番 安藤 雅子
8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子
12番 谷口 鈴男		

### 欠席議員（なし）

### 欠員（2名）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 奥村 恒也	総務部長 各務 元規
民生部長 中村 治彦	建設部長 早川 均

企画調整 担当参事	田中克典	教育参事兼 学校教育課長	筒井幹次
総務防災課長	古川孝	企画課長	山田敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	金子文仁	亜炭鉱廃坑 対策室長	木村公彦
税務課長	丸山浩史	住民環境課長	高木雅春
保険長寿課長	大久保嘉博	福祉課長	日比野浩士
農林課長	渡辺一直	上下水道課長	可児英治
建設課長	石原昭治	会計管理者	塚本政文
生涯学習課長	日比野克彦		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土谷浩輝	議会事務局 書記	井戸芳枝
--------	------	-------------	------

### 開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名いたします。

---

### 追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第46号を議題として上程し、提案理由の  
説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第46号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 木村公彦君。

亜炭鉱廃坑対策室長（木村公彦君）

それでは、議案第46号 工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

追加議案つづりの1ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の  
議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決  
を求めるものでございます。

契約の目的ですけれども、令和5年度特殊地下壕等対策事業、亜炭鉱跡防災工事。

契約の方法ですけれども、随意契約。

契約金額は5,390万円でございます。

契約の相手方は、飛島・國本起業特定建設工事共同企業体で、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社國本起業でございます。

続きまして、追加議案の資料つづりの1ページのほうをお願いします。

この1ページから2ページにかけて、工事請負仮契約書の写しを添付してございます。工期は、令和6年3月15日まで。

そして、2ページ目の一番上に書いてございますけれども、令和5年6月5日付で仮契約を締結してございます。

3ページをお願いいたします。

随意契約報告書でございます。

一番下の相手方の選定理由を御覧いただければと思います。

現在、施工中の令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業、第2期防災工事は本工事と施工区域が隣接しておりまして、履行中の第2期防災工事受注者が施工した場合、プラント施設や仮設備、そして充填用配管などを共有することが可能となることから、経費の削減を図ることができます。また、東濃高校の学校行事との工程調整が求められますが、同一施工業者が行うことで工程調整が容易となります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

亜炭鉱跡防災工事の工事対象区域を示した図面を掲載しております。

場所は御嵩町御嵩地内で、本工事は南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の地盤脆弱性調査によりレベル2と判断された東濃高校のグラウンドの一部区域について、特殊地下壕等対策事業により、岐阜県との覚書に基づきまして本町が防災工事を行うものでございます。

左下の枠内を御覧ください。

工事対象区域の面積ですけれども1,950平方メートルでございます。その他工事概要は、枠内に各種工事の数量等を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第46号について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩時間を5分程度とし、再開予定時刻は5分後といたします。

午前9時35分 休憩

---

午前9時40分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

---

### 議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号、令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号、令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

議長（高山由行君）

承認第2号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、これは、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定であります。上程説明の中で、御嵩町町税条例の一部改正の中の軽自動

車税の税率区分の見直しの説明がありました。しかし、もう一つ大事な要件である森林環境税の説明が抜けておりましたが、これにつきまして、この資料をよく読んでみますと、資料6ページ、第29条第2項第3号に、森林環境税は町民税均等割に賦課し、徴収することが新たに規定されております。つまりこれは増税ということではありますが、この説明がないのは専決処分というものの説明不足ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

そこで、まず第1に、増税による住民税負担はどのくらいになるのか。また、収納の影響はどのように考えておるのか。

第2に、森林環境税の導入をどのように町民に周知されるつもりなのか。

もう一点、これは令和6年度から新規導入の森林環境税でありますけれども、この森林環境税というのは国会でもう既に成立されたものであるのかどうか、その3点について説明をお願いしたいと思います。

**議長（高山由行君）**

税務課長 丸山浩史君。

**税務課長（丸山浩史君）**

森林環境税についての説明でございますが、住民への影響でどのくらいというところはちょっと詳しい数字を持っておりませんので、暫時休憩をお願いしたいです。すみません。

**議長（高山由行君）**

後の質問も後で答えるということによろしいですか。

**税務課長（丸山浩史君）**

はい、一括で。

**議長（高山由行君）**

暫時休憩いたします。

午前9時44分 休憩

---

午前9時56分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開いたします。

税務課長 丸山浩史君。

**税務課長（丸山浩史君）**

大変お待たせをして申し訳ございませんでした。

谷口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、住民への負担ということでございますけれども、今まで東日本の復興税としまして住民

税に令和5年度までは1,000円上乘せということで徴収をしてまいりました。それが令和6年度から同額が森林環境税に振り替わるということで、新たな税負担ということはないということでございます。

それで、あと周知については、既に農林課のホームページでその辺のところ、市民環境税はアップされているというところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

[挙手する者あり]

#### 議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

#### 12番（谷口鈴男君）

これは環境基本税、森林環境税というのは東日本大震災の復興税、これに代わるものですか。森林環境税というのは、総務省のホームページを見ますとこれは各地方の森林保全を中心として環境保全のために、その地方に対して交付していくものですよと、こういう説明であるんですね。

租税法律主義の立場からいくと、本来はこれはきちっとした法改正と国会の承認を得て初めて各地方にその通達をして、法律改正の下に、町民1人ずつ年間1,000円ずつの課税をいたしますよと正式に手続を取っていかなくちゃいけない。そういう説明が一切ない中で、専決処分で、町条例の一部改正という隠れた部分の中で、令和6年度の制度改正のときには、そのときにどうなぶられるんですか。今の段階で、専決処分、町条例の改正でもうそれをうたってしまうということは、本来はあり得ない行為じゃないですか。その辺のところはどう考えておみえですか。

#### 議長（高山由行君）

答える者が代わります。

環境モデル都市推進室長 金子文仁君。

#### 環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

すみません。専決ということがありますので、前課長として少し触れさせていただきたいと思います。

森林環境税に変わるということは既に以前から決まっておったところがございます。これにつきましては、当初予算の段階でも少し説明のほうで触れさせていただいていると考えております。ですので、今回の専決処分の中で、説明の中ではあえて触れずに、触れずにと申しますか、その他所要の改正というところの中でさせていただいているというような経緯があるというところがございます。

**議長（高山由行君）**

谷口議員、質疑3回目です。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

こういう形で、目に見えない形で実質、その税制の住民賦課を継続していくということは本来はあってはならない、そういう方法だと思うんです。それから、これが森林環境税として正式に国会で承認されたものなのか、単なる政令で来ておるのか、省令で来ておるのか、その辺も含めて町の条例を、専決で改正していくというものであるなら、専決でこの時期にこういう形で将来税制が変わりますよ、制度設計が変わりますよ、だから今回はこういう形で町の一部条例改正を行いたいと、こういう説明を事前に住民に対しても、また民間に対しても丁寧に説明しておく必要があるんじゃないかなと思う。

実質将来的な増税を今の段階の専決で条例改正をしていくというこの手法がいいのかどうなのか、よく考えていただかないといけないんじゃないかなと、そういうふうに思います。

それから、町のホームページで案内してありますと、町のホームページを利用する階層というのはどのくらいの割合ですか、極めて少ないですよ。ですから、もう少し丁寧に説明責任を果たしていく。そういう中で誰もが納得できる増税に対する姿勢というのをつくっていく必要があると指摘して、この問題を終わります。以上です。

**議長（高山由行君）**

副町長から説明があるそうですので、副町長 寺本公行君。

**副町長（寺本公行君）**

そもそも森林環境税は国が定めた税ですので、それは法律で決まっています。

今回の専決条例については、その施行に際しての所要の改正ということですので、なお、周知については森林環境税という税ができた段階で、国からも、我々農林課のほうでもそうですけれども、周知はしています。ホームページで現在周知をしておるという段階で、制度導入の際にはそれなりの周知啓発はしているつもりでございます。

なお、森林環境税の交付金、これは町に入ってくるわけでございますけれども、これは基金に積立てして今後の森林行政に役立てるという形で基金運用をしていますので、よろしくお願ひします。あくまで法律の制度に基づいた上での手続ですので、専決することもこれは国からの指示というか、指南ということでやっております。よろしくお願ひします。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求め  
ることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第44号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について採決を行いま  
す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

続きまして、議案第45号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

まずは、本年第2回定例会に上程させていただきました議案について、全て議了していただきましたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

この場に立って皆さんに語りかけるということは、これは最後になります。何回も言うようですが、3期を終わるときに使者を立てて立候補してほしいがどうだというお伺いを立てましたけれど、擁立に失敗した、本人がその気はないということで諦めました。諦めると同時に自分の責任として、じゃあ4期目をもう一回やらざるを得ないかと家内とも話をしながら、4期目を立候補し、4年間務めようということで、今ここにおります。

今でも、立候補しろとまだ言ってくる人はあります。中心部が空白のような状態ですので町長選挙はどうなるか分からないというようなこともあり、また、言っていることがどうもおかしいぞという人もおられます。自分たちが勝手に手続を取って立候補させるんだという人まで非常に強硬な人はおりますけれど、一旦切った糸はつなげません。

そういう意味では、今年3月以降、いろんな意味で片づけに入ったと。やり残したことがあ

るのは事実でありますけれど、それを言っていたら死ぬまでやらなきゃいけないというふうに考えています。私はそれ以上に仕事をしたと思っています。私自身は手柄を立てようと思って仕事をしたことはありません。だから議員選挙は苦手なんです。上手に手柄を立てたことをアピールする人がこの世には多い。私はこういう町にしたいんだ、そういう意思を伝える議会議員のときの選挙もやってきました。コアなファンはいます、だけど一般受けしない。人の悪口を言うと受けるというのが人間のさがなのかもしれませんけれど、少なくとも3期12年、議員としては、私はどんな議員よりもしっかりと仕事をしたと自負しています。

そして、その後、御嵩町政から足を抜けさせるというか手を引こうと立候補当初から家内と約束していましたので、柳川町政が終わるとともに自分の議員生活も終わると、これは事実そう思っていました。私は2世議員ですので、議員の家族がどれだけ苦勞するか、どれだけ嫌な思いをするか、家族として私は味わってきました。自分の仕事も中途半端になってしまうというので、やっと身が引けるかなと思ったところで町長選挙に出ろという話になりました。

三つどもえで選挙をやりましたけれども、柳川町長、その体制を維持すると。大きな問題は産廃ですが、私は柳川さんにも随分、解決してから辞めろと、あんたの問題だということをお願いしましたが、結局最後の決断はされなかった。私の町長としての仕事は産廃問題を片づけること、もうそれのみでした。

いずれの町長4年ずつの4期、あまり議会には恵まれなかったなというのは正直な感想です。

1期目はとにかく産廃問題を白紙化し、業者が山を県に寄附をした。一昨日、知事とも話をしましたが、あの山をどうしようということ、維持だけでも結構お金が要るんだよねという話をされておりました。それにしても、大切な棚田を守ろうと言った人が放置して、今は山に飲み込まれた状態、自然環境というのは非常に難しい、里山というのは人間が手を入れないと維持できていかない典型的な例だと思います。あそこに一度立ってみてください。自分たちは何がやりたかったのか、その気持ちが揺らいでいきます。

1期目の途中から、というかこれは冒頭から、財政を見る限り大変な状態。寺本副町長が財政係長の時代ですから、彼が受けたときにはおおむね財政調整基金が2億円から3億円、1年間の予算のやりくりだけで終わってしまうという状態が恒常的に続いていた。

私が町長になった瞬間に職員たちに言いました。一般会計は借金しても1億円まで、8,000万円でも1億2,000万円でもいいけれど、帳尻を合わせろと。下水も1億円まで、これは面積を小さくしていく、縮小化していく、それしかない。下水は今、借金は半分以下に減っていると思いますし、一般会計の借金もそのような状態にあると。

簡単なことをいいますと、今ここから涼しい風が出てきていますが、このエアコンが突如として壊れました。重油を燃やすエアコンでした。見積りを取ったら7,500万円。私がさっき言

ったように、借金はそれだけだということで、職員たちに交付金や補助金が出る項目を探せという指示をいたしました。

これはなぜかという、私が議員になったときに課長に聞きました。議員は月額で報酬をもらっているんですから、ここでぎゃあぎゃあ言うだけが仕事じゃないんです。勉強です。仕組みを覚えるということです。ある課長に、何で御嵩町は交付金とか補助金をしっかりと活用しないんだ、こう返事が返ってきました。国の監査や県の監査が非常に厳しいのでなかなか使えないんですと。厳しくとも、真っ当に使ってればそれは乗り越えられるはず。どこかほかに使っちゃうのと聞いたら、いや、そんなことはしませんと。これはもう体質が悪いよねということで、町長1期目のときにそれを徹底するようにと。補助金、交付金がもらえないような事業はこの4年間は一切やらない。そう宣言して、このエアコンも本来補助金も交付金も何にももらえない、7,500万円をどうやって出せばいいんだろう。そこから知恵を出す。職員たちも本気で何か交付金がないか調べました。こじつけでいいぞと、あとはこちらから、こじつけてでも正当化していけばいい。

グリーンニューディール基金の交付金。要は環境に配慮した電気でクリーンなエネルギーを使いましょうという項目に、電気のエアコンにすれば4,000万円もらえるという交付事業を見つけました。では、プロポーザルでやろうと。大手ゼネコンへお願いをすとか、大手電機メーカーにお願いするといっても、工事は大抵はその能力を持った業者にします。その業者にプロポーザルで提案してもらおうと、それで決まったのが今のエアコンです。見積入札だったと思いますけど、3,800万円ほどだったと思います。交付金は利用しました。これは先方にも申し訳ないので、御嵩町役場の全館に遮熱シートをガラスに貼りました。それでやっと4,000万円超えました。担当者に、これだけ入れただけだけど本当に4,000万円もらえるのかと言いましたら、決まっていますからいただけます。御嵩町のエアコンは200万円ほどで全部替えることができた。

知恵を使えばそういうことがいっぱいできるんです。もう、今は職員たちは、何をやるにはどんな補助、どんな交付金があるか必ず調べて、御嵩町の財政にプラスになるように仕事をしようになりました。これは仕組みを熟知しないとできることではありませんけれど、この部長、課長をはじめ、寺本副町長も含め、そういう姿勢で御嵩町の財政を立て直してきた、体質の改善をしてきたからこそ庁舎を何とかしようかと余裕が出てきた。

私は、行財政をこれだけ真っ当にした御嵩町長は私が初めてだと思います。あとはやるように任せる、それしかしていなかった。柳川さんに至っては、俺は数字が弱いから駄目だと私にはっきり言われました。おまえ、ちょっと来て説明しろ、俺は全然それが理解できないというような、何回も町長室へ行ったことがあります。私は行政マンじゃないぞと言うんですが、そ

れでも説明をさせてもらった。その姿勢は一切崩さず、これまで仕事をしてまいりました。

1期目の途中から大きな落盤をするようになった。自分が町長を辞めたほうがいいのか、縁起が悪いのかなと思うときもありましたけれど、いろいろ考えて、それまでも町長さんがやってきたことをやっついては永遠に解決はしない、自分で違う道を切り開く。それによって国にも声が届くようになった。

今、亜炭鉱の地下充填、今日もこれは県の委託のような形で仕事をしますが、御嵩町に投入されている来年度までの予算で合計するとおおむね200億円です。トップ官僚が私に言いました。お礼に行きましたら、町長、予算をつけて僕らにお礼を言ってもらわなくていい。町長、何回ここに来ましたか、2回や3回じゃないでしょう。あれだけ来てもらおうとやっぱり何とかしなきゃって僕らだって思うんですよ。官僚でも義理と人情に生きているんです。お礼は必要ないですと言っていたときは本当にうれしかったです。ああ、通ってよかったな。それが日本で唯一、地下充填のできているまちに御嵩町をできた、そう思っています。

今は自然に対面で一般質問をやり、行政側が答えるという議会になっています。これは私が議長の時に変えたことです。発表会の場だと言った人間がいる、これは行政関係者がです。議員の発表会の場だから傍聴席のほうの人たちにちゃんと目立つようにしてあげなきゃいけないだろうと、自分が議員のときに言われた。頭にきました。そうじゃないだろうと、行政に質問をするんだと、質問する者が背中を向けていてどうすると。ごくごく自然に対面になっています。それが普通じゃないんです。それは普通ではないんです。普通はここでやっている議会が多いんです、いまだに。

一つ一つ理にかなったことにしていくというのが、私の町政であります。私は手柄を立てるためには仕事はしていません。今一番必要なことは何か、何に取り組むのが最も効果があるのか、最も住民を安心させられるのか。究極の目標は安全で安心、使い古された言葉ですが、非常に難しいです。これだけ自然災害が多い、この御嵩町役場の地下、構造、とても心配な状況です。耐震力は0.2、岐阜県の庁舎の中で一番弱い。本来はこうした庁舎は1.1の耐震力がなければいけない。5分の1以下です。震度6弱で倒れる可能性が強い。そこで仕事をしているのは職員たち。どう思います、どう思いますか。

中保育園の子供たち、何とか少しずつ現状で耐震性を高めている。直ちに倒れる状態ではないと言われていますが、これも相当な被害が出る。そして中児童館、これは伏見児童館と同じ構造です。耐震性が計算上出てこない、伏見は即建て替えました。

議会は決めたことを簡単にひっくり返す。1億8,000万円という話が出ていますけれど、この耐震化はそれだけではできません。見積りを見る能力ぐらいはつけていただきたい。あの見積りは6億円を超えていました。リフォーム代は入っていません、説明をしたはずです。や

ってれば10億円近くなっちゃいますよね。そこからですよ、移転して集約すると決めたのはこの議会です。

行政は議会が決めたことしかお金は使えません。何か裏で使っているようなことを言っている人があるようですけれども、議会の通らないようなお金は使えません。私が今ストップさせているのは、議会は通っているけど使わないほうがいいよなど、それだけのことです。

私の任期は7月4日まででありますので、7月5日からは一般住民です。

議会を徹底的に監視していきます。議会を監視していきます。怖いですよ、一般人ですから徹底的に監視していきます。覚悟してください。

和気あいあいと退任に向けての挨拶を本当はしたいなと思いましたが、残念ながらそういう状況ではありません。来年で垂炭鉦廃坑の地下充填の予算は終わります。さあ、どう動いてちゃんと予算をつけてもらうか。聞かれば答えますけれど聞かれない限りは、終わればいいんじゃないのなんていうことは、口を挟むつもりはございません。いろんなタイミングがそろっています。町民、いわゆる御嵩町の役場の職員は見殺しにしてもいいと思っている人は何人もいるというのが非常につらいです。真っ当ではありません。

私は、自分で説明ができないことは絶対にしないという町政を実現してきたと思います。議員の皆さんも、一人一人が説明をつけられる言動をしていただきたいと思いますし、御嵩町議会がなくなってしまうことはありませんし、御嵩町の行政が継続して物事に取り組んでいくという姿勢がなくなるわけではありません。しっかりしてください。残られる方はしっかりして、新人の教育ができるようにしっかりとしていきたい、そう私は願っています。

これまで議員として12年、そして町長として16年、28年間御嵩町とともに歩んでまいりました。これからは一住民になりますが、御嵩町は私自身が思ったこと、これを守ってやっていたら安泰だと思います。国が駄目になったら可児市でも御嵩でも駄目になるんです。行政の仕組み、これを覚えない限り何も口出しはしないほうがいい、そう思っています。仕組みを覚えれば我々の説明が頭に入っていく、そういう議会であってほしい。これは何年やっても駄目なもの駄目だった。

そういう状況でありますので、これから選挙が行われます。ここには現職の方しか見えないので、引退される方は長年本当に御苦労さまでございました。また、再度立候補をされる方、健康に留意して頑張っていたきたいというふうに思っております。新人の教育をしっかりとしてあげていただきたいと、そう願っております。

また私の背にいる、両サイドにいる事務方には、本当に一生懸命いい仕事をするようになってくれました。これも……、「これが」かもしれません、私の残す財産、最大の最高のものだと思います。そういう意味では、職員たちには大変感謝をしております。

28年間の長きにわたり、皆さんと御嵩町政に関わったこと、自分の人生の大人になってからの半分以上を過ごしてきたことを何の悔やみもなく、皆さんにお別れを言うことができます。長年お世話になりました。ありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして令和5年御嵩町議会第2回定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時33分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長            高 山 由 行

署 名 議 員            岡 本 隆 子

署 名 議 員            谷 口 鈴 男